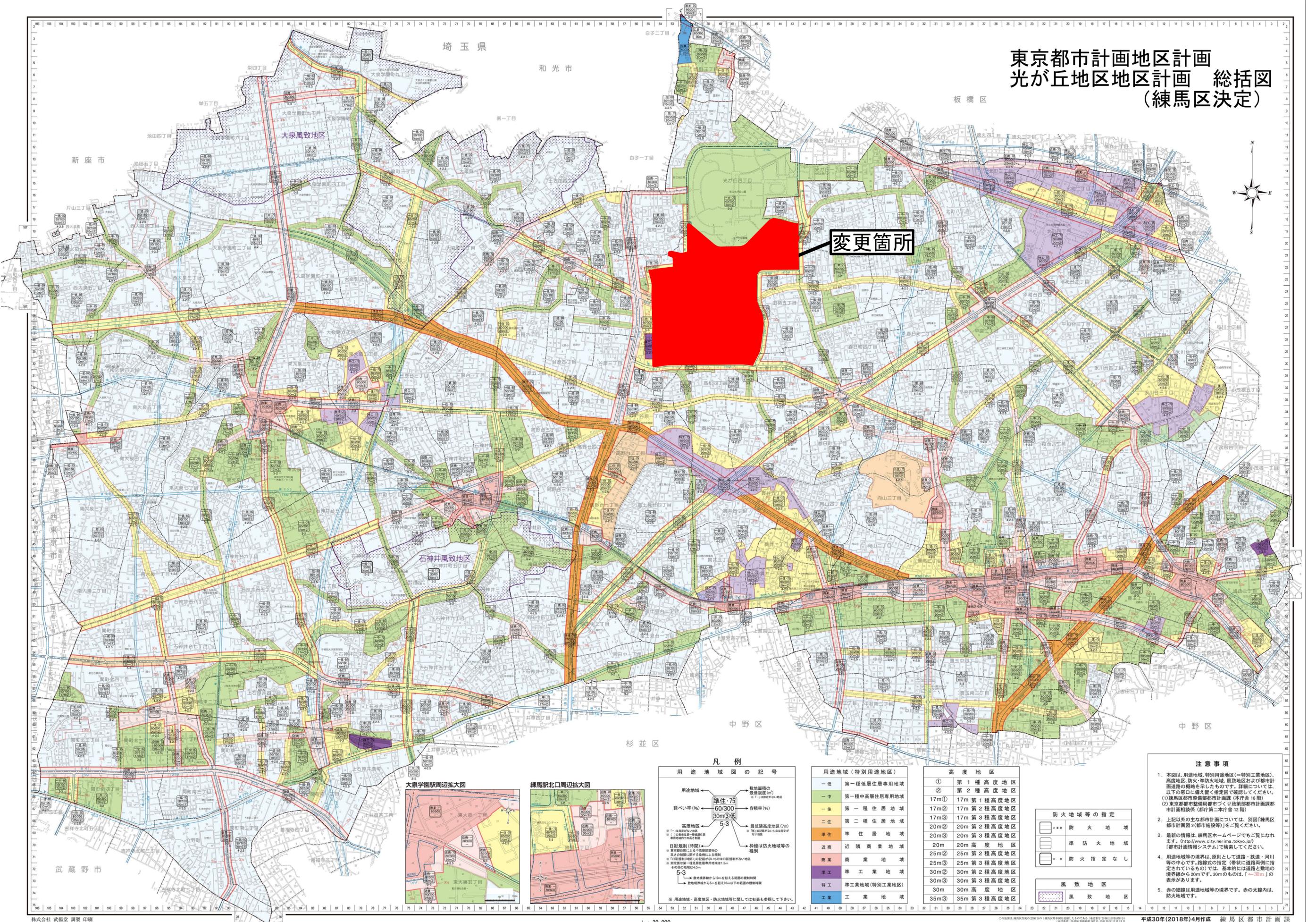
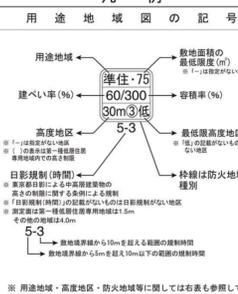
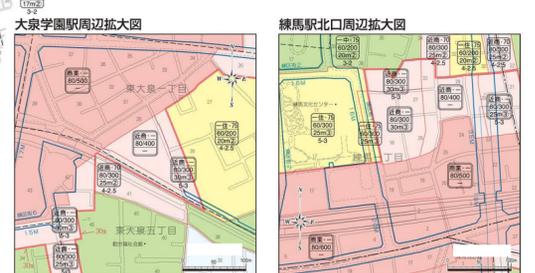


東京都市計画地区計画 光が丘地区地区計画 総括図 (練馬区決定)

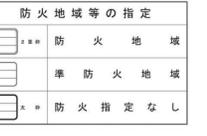


変更箇所



用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地区
一中	第一種中高層住居専用地区
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第2種高度地区
20m②	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m①	25m 第2種高度地区
25m②	25m 第3種高度地区
30m①	30m 第2種高度地区
30m②	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m①	35m 第3種高度地区
35m②	35m 第3種高度地区



- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご連絡ください。詳細については、以下の窓口にご連絡ください。
(1)練馬区都市整備部都市づくり政策課(都市計画課)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都市計画課)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(http://www.city.nerima.tokyo.jp)「都市計画情報システム」でご確認ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の大線は、防火地域です。